

平成25年双葉町議会第3回定例会行政報告

平成25年第3回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございました。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から2年6か月が経過致しました。

原子力発電所は、汚染水の処理問題や炉内の状況も把握されないままなど、不安定な要素が多く残っており、未だに収束できず、依然としてリスクが高い状態であります。

原子力発電所の廃炉措置の安全確保は、帰還の大前提でもありますので、事故の収束作業と廃炉措置を着実に進めるとともに、特に今般の汚染水漏えいを受け、原因の究明と緊急に必要な対策に関する技術的検討、安全確保策について、国、東京電力は、全力を挙げて取り組んで頂きたいと思っております。

このような中、町民のみなさんは、9月10日現在、福島県内には、3,841人、福島県外には、3,053人が、全国40都道府県、396市町村に分かれて、未だに避難を強いられ、原発事故前とは全く違った環境の中で、不自由な日常生活を送られております。

町と致しましても、この状況から一時でも早く元の生活ができるよう、当面の課題に全力で取り組んで参りますので、よろしくお願い致します。

6月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

役場いわき事務所が、開所してから、3か月が経過致しました。このいわき事務所を双葉町の復旧・復興の拠点として、事務環境も整い、職員一同、より一層行政サービスの向上のため、業務に邁進しているところであります。

懸案であります旧騎西高校避難所についてであります。去る9月10日には、入居者に対する退所に係る説明会を実施し、閉鎖に向けての町の方針に大方理解が得られたものと判断しております。長期化する避難所生活は、衛生面及び健康管理上も問題がありますので、移転先が決定した避難者は、2週間以内の転居を求めるとともに、移転先が未定の入居者についても個別の聞き取りにより入居先が調整でき次第、転居するよう求めました。また、埼玉県の借り上げ住宅の入居は、町として今回が最後の対応である旨を明示してきております。9月9日現在、避難

所には、62世帯99名の町民が生活しており、このうち転居先が決定していない方が、19世帯、27人おります。

今後、埼玉県社会福祉会とも連携を図りながら、個別の聞き取りを行い、早急に転居先を決定してもらおうよう、進めたいと考えております。その後、全ての方の転居先が決定した段階で避難所を閉鎖して行きたいと考えておりますので、議員のみなさんにもご理解をお願いしたいと思います。

内部被ばく検査についてであります。6月30日、双葉町が日本赤十字社から寄贈を受けたホールボディカウンター検査機器をいわき事務所に設置し、8月22日から検査を行い、9月10日現在で102名の方が受検されております。現在も随時申し込みを受け付け、検査を行っております。

疫学調査につきましては、8月28日、岡山大学大学院環境生命科学研究科のご協力により、住民の健康状態に関する調査の報告会を実施いたしました。これは、昨年11月、双葉町、滋賀県長浜市旧木之本町及び宮城県丸森町の住民を対象に調査を行い、比較検討を行ったものであります。町民の健康状態については、他の自治体の住民と比べ様々な疾患の多発が認められ、さらに精神的な症状を訴える方が多くなっているという報告をいただきました。これらを踏まえ、町としても関係機関の協力を得ながら、町民のよりよいサポートに当たってまいります。

7月23日、24日の2日間、双葉町の復旧・復興に向けた対応を国に求めるため、復興庁など関係省庁に対して要望活動を行いました。要望項目として、双葉町への帰還見通しの明示、復興公営住宅と町外コミュニティの早期整備、賠償指針・基準の見直しなど、町民の皆さまの生活再建に関わる重要課題について確実な対応を要求いたしました。今後も国の対応をしっかりと見極めた上で、国及び東京電力に対して粘り強く要望を行ってまいります。

7月27日から29日は、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が、昨年を上回る人出と天候にも恵まれ本祭りが盛大に開催されました。

東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、避難先からの出陣となり、出場者におかれましては、大変不便な状況ではございましたが、雲雀が原祭場地には、「人馬一体」の勇姿が集い、ほぼ例年通りに甲冑競馬の後、本祭りのメインとなる神旗争奪戦が繰り広げられ、天下無比の戦国絵巻の再現に、多くの観光客を魅了させたと

ころであります。

本町からも昨年同様、総勢6騎の騎馬武者が各避難先から標葉郷に集結し、苦難な状況下の中で、古里の誇りを胸にかくかくたる武勲を挙げ無事祭りを終えられ、それぞれの避難先に戻り、鎧や馬具の手入れなど来年に向け準備に励まれているものと思われまます。

7月27日・28日に、スパリゾートハワイアンズにおきまして、双葉町の子どもとしての意識や自覚を持ち、絆の維持のため「集まれ！たばっ子」が開催されました。

東日本大震災と原子力発電所の事故で全国に避難され、毎日辛い思いで避難生活を強いられている中、小学生139名、中学生66名が参加されました。児童生徒の作文発表や双葉町出身のフラガールのリーダーよるフラダンスの指導などが行われ、楽しい時間を過ごしました。

7月28日には、広野町におきまして、双葉郡町村対抗交流野球大会が3年ぶりに開催されました。双葉町チームも県内外の避難先から選手が集まり、元気なプレーを見せていただきました。

8月10日には、将来の双葉町を担う若者の再会を図るとともに、双葉町復興の大きな力となる高校生等の絆を強めることを目的として、「双葉町青春の集い」が郡山市で開催されました。当日は、全国の避難先から62名の皆さんが参加され、ディスカッションなどを行い、双葉町の将来のことなどについて、活発な意見交換が行われました。

9月14日には、第7回市町村対抗県軟式野球大会が、福島市の県営あづま球場で開催され、双葉町チームは3年ぶりに出場し、大玉村に2対1と逆転勝ちを納めました。選手の皆さんには県内外での避難生活が続く中、復興の願いを込めて全力プレーをしていただき、町民の皆様に元気を与えていただいたことに感謝申し上げます。

双葉町ホームページについては、これまで災害版として運用してきましたが、8月30日にリニューアルし公開いたしました。新しいサイトは、情報を発信する側、見る側がこれまで以上に利用しやすく、見やすいサイト構成とすることを基本とし、さらに町からの情報提供や町民のきずなの維持、町へのご意見ご要望をいただくことを目的として、フェイスブックなどのソーシャルメディアを導入し、運用をはじめました。これまでの震災・原子力災害関連やコミュニティ情報、生活に必要な行政情報の提供に加え、町の動きや復興に向けた取組などを的確にお知らせし、町民の皆さまへの情報発信の有効な手段として活用していただくよう、今後も内容の充実を図ってまいります。

帰還困難区域内等への公益立入及び一時帰宅に伴う、立入地区への連絡道路等の安全確保のため、蛇喰線ほか5路線16か所の応急補修工事を実施しております。

また、今回は、道路の路肩及び法面等の除草作業を行い交差点等の見通しの確保を図っております。

なお、降雨や強風等の影響による倒木等、一般町道等の路面確認のため、6月26日から9月13日に掛けて5回に亘り、定期的な巡回を行い、引き続き立入バス、自家用車等通行車両の安全の確保に努めております。

住民の一時帰宅は、本年4月下旬から、特定の月を除いて概ね月に1回の立ち入りが可能となり、月曜日と火曜日を除いて立ち入られる方の都合の良い1日を選べるようご案内を行っておりますが、8月の立ち入りについては今年の猛暑などにより一部日程を制限させて頂きながら実施いたしました。

なお、4月24日の開始から8月25日までのマイカー立入り累計実績数は、2,710世帯、6,664人となっております。

又、バス利用の立ち入りについては、これまで5月、7月、8月の3回で延べ6日間実施し、108世帯、158人が立入りをしております。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、本年度はこれまでに6件で17,500千円をお支払いしており、大震災当初からの合計では119件、355,000千円となりました。

また、双葉町地内の放射線量の測定を本年度も専門事業者に委託し、その結果を、福島県のシステムに登録し公表しております。現在、本年7月に実施した386地点の測定結果を、インターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村と共に公開しておりますが、今後、測定結果の印刷配布も行う予定であります。

帰還困難区域の通過交通については、目的を確認した上で、通院や通勤などに限定して通過を認めると共に、他町村の方でも、墓地の所在や親族関係を確認の上、墓参に限定した立入りなども実施しております。しかし、双葉郡内の国道においては、道路上でも依然として空間放射線量率は高いまま推移しており、若年者の通過や立入りは、健康上の理由から引き続きご遠慮して頂きたいと思っております。

こういった各町村の立ち入りを含む郡内外の通過者、立入り者の増加に伴い、町内パトロールを一時立入実施日に行う共に、警備会社との契約による防災・防犯監視の町内巡回も毎日実施しております。

中間貯蔵施設につきましては、候補地の現地調査について環境省主催の説明会が、候補地周辺地区及び町内全地区を対象として各地区で行われ、調査の具体的な手法と内容について説明を受けております。今後、町の方針については町議会の皆さんとの意見交換等を踏まえて対応を検討してまいります。

一方、国の除染モデル事業候補地として、双葉厚生病院及びヘルスケアふたばを中心とした一帯並びにふたば幼稚園周辺地域が環境省で計画されており、他方面で要望しておりました山田地区についても、モデル除染事業への追加も環境省において検討を頂き、地籍等の確認を進めているとの説明を受けております。

津波被災地区の瓦礫の集積については、現在被災地区の皆様と国の間で協議を進めており、集積場所の確保に向けて地権者協議を続けており、関係者のご理解とご協力を引き続きお願いするものであります。

双葉町復興まちづくり計画（第一次）の策定を受け、計画に基づき、町民の生活再建と町の復興に向けた取組を進めております。

まず、復興公営住宅の整備につきましては、早期整備を希求する方が多くおりますので、その早期整備に向けて、計画に基づき、いわき市、郡山市、南相馬市を中心に国、福島県及び受入自治体との協議を進めているところです。秋頃に復興庁、福島県と共同で住民意向調査を実施し、その結果を踏まえて、各場所ごとの整備戸数、仕様などの協議を加速させてまいります。

また、計画に基づき、町民のコミュニティづくりを支援するため、双葉町復興支援員を採用することとしました。現在までに、町内・町外からあわせて4名が双葉町復興支援員として委嘱され、今後、双葉町公式ホームページの運用や広報のための業務支援、避難者の交流支援などの業務を担うこととなります。

計画に書かれた施策の推進方策や双葉町の復興をめぐる情勢の変化や町民意識の変化に沿った計画のあり方に関する意見を求めるため、「双葉町復興推進委員会」を近いうちに開催する予定です。この委員会には、津波被災地域の将来の復興のあり方を検討するための小委員会をあわせて設置することとしております。復興推進委員会の場を活用して、双葉町外拠点におけるコミュニティ形成に関する施策、津波被災地域の復旧・復興に関する施策、その他計画に掲げられた施策の推進方策などについて、町民の意見を聞きながら、検討を進めてまいります。

原子力損害賠償についてであります。6月福島市で行われた第32

回原子力損害賠償紛争審査会において、財物賠償や精神的損害額の見直しについて審査会委員に対して意見を述べる機会を得たところです。そうしたところ、9月10日に行われた第34回原子力損害賠償紛争審査会の中で、住宅取得に必要となる追加的費用を新たな損害として賠償の対象とするとの考え方や、避難指示の長期化に伴う追加的な精神的損害の考え方が示されるなど、審査会において、町の実情を踏まえた一定の見直しの方向が議論されてきているところです。こうした動きに対応して、引き続き、町民の被害実態に沿った賠償指針・基準の見直しに向けて、国等に働きかけてまいります。

原子力損害賠償未請求者は、東京電力によりますと、平成25年8月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方で398人となっており、7月末と比較すると17人、5月末とは108人減っておりますが、依然として未請求の方がいらっしゃいます。未請求者についての情報は、個人情報保護法の制約により現時点において東京電力から未請求者情報の提供を得ることができない状況にあるため、広報紙やホームページ等で早期の賠償請求を呼びかけておりますが、引き続き広く周知を図ってまいります。

双葉町弁護団への依頼件数は、8月末現在で延べ271世帯698人となっております。未請求者のほか請求手続きで課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護団との連携を引き続き図ってまいります。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

専決事項が2件、条例の制定が2件、条例の一部改正が9件、教育委員の選任が1件、平成25年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算(案)が6件、平成24年度一般会計、及び特別会計の決算認定が7件、合わせて27の案件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。